長野市

権教育啓発だより

第30号

長野市地域・市民生活部 人権・男女共同参画課 長野市大字鶴賀緑町1613番地 電話 224-5032

学ぶことの大切さ

長野市人権教育啓発だより

■研修の積み重ねにより

昨年度末発行した啓発だより29号でもお伝え しましたように、長野市ではこの数年の間に新 たに人権に関わる条例や制度がいくつかできまし た。

こうした条例や制度について、まずは私たち



一人一人の 正しい理解 が何より大 切であると 考えます。 当課でも人 権教育推進 員研修会や 各地域に出

向いての研修会等では、条例に関わる人権課題に ついても取り上げさせていただくことがありまし た。また、地域で人権教育推進員の方に進めてい ただいている研修でも、取り上げていただくこと が多かったようです。

そうしたこともあり、市民の皆さんのこれらの 人権課題に対する理解は大きく進んできているよ うに思われます。例えば性的マイノリティの人に ついて、以前は自分の周りにはいなく、こうした ことは自分とは全く関わりのないことと多くの人 が受け止めていましたが、研修等を通して自分に は関わりのないと考えていたから気づかなかった だけであり、実は身の回りにはこのことで深刻に 悩む当事者の方々がそれなりの数いること、多く の人がいないことにしていたことにより、それら の方々の生きづらさにつながっていたことに気づ いたり理解したりする人が増えてきているようで す。最近、自分自身の生き方を語る性的マイノリ ティの人が出てきているのも、社会のこうした変 化の一因ではないかと考えます。

また、多くの人にとって身近なものになってき たインターネットですが、誹謗中傷や誤った情報 の拡散などで大きな問題にもなっています。誰も が簡単に情報発信ができてしまうインターネット だからこそ、私たち一人一人がインターネットリ

テラシーについて理解を深めていくことが求めら れています。そのような時期にできた長野市の条 例ですが、これに関する DVD の貸し出しや研修 が多くなってきています。研修を通して誰もが被 害者にも加害者にもならないインターネットの使 い方についての理解が深まっていくことが望まれ

このように人権研修の積み重ねは、それぞれの 人権課題についての正しい理解とそれに裏付けさ れた行動につながっていくと考えられます。

■犯罪被害者等の人権問題

今年1月に長野市では犯罪被害者等支援条例が 制定されました。事件や事故の被害者はその事件 によってどのような状況になり、どのような思い で過ごしているのか、今まで多くの人は関心を寄 せることはありませんでした。

犯罪被害者は事件そのものによって身体も心 も傷つけられますが、事件後のマスコミの報道や 人々のうわさ、捜査や裁判への協力などにより直 接的な犯罪被害以上に大きな影響を受けることも あるという事実、昨年中野市で発生した事件や数 年前坂城町で起きた事件により、そのような被害 者の置かれる厳しい状況を多くの人が知ることに なりました。

6月の市内の人権教育推進員を対象にした研修 会では、犯罪被害者等の人権について、長野県警 察本部と犯罪被害者支援センターの方々に講師を お願いして講演を行いました。お二人の話に共通 していたのは、長い間多くの人がこの人権の問題 に気付いていなかったこと、そのために当事者の 方々は忘れ去られ非常に厳しい状況に置かれてい たこと、誰もがある日突然当事者として向き合う ことになるかもしれないこの問題に対して共助の 精神、お互い様の考え方で向き合っていくことが 大切であるということでした。

この啓発だよりの P2~3 に講演の概要を掲載 してありますのでご一読いただき、犯罪被害者等 の人権について考えるきっかけにしていただけれ ばと思います。

第2回人権教育推進員研修会及び第2回社会人権教育研修会(2024年6月18日)の講演記録概要

演題「警察における犯罪被害者支援

講師 長野県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室課長補佐 林 良太さん

■被害者支援の歴史



昭和49年8月に 死者 8 名負傷者 380 名の三菱重工ビル爆 破事件が起きた。こ の事件では、仕事 をしていた人は労災 で給付対象になった が、たまたま現場付 近を歩いて被害に 遭った人は何の補償

もなかった。この事件が契機になり、犯罪被害 補償を制定するべきという議論が起こり、昭和 56年1月に「犯罪被害者等給付金の支給等によ る犯罪被害者等の支援に関する法律(犯給法) が施行された。

犯給法ができて 10 年後、それを記念するシン ポジウムで被害者遺族が、その切実な状況を次 のように語った。

『私の息子は去年の10月12日、飲酒運転者に 殺された。数ヶ月間、私はどうやって生きてい けばいいかわからず、精神的に助けてくれると ころがないか必死になって探したが、何もなかっ た。「日本では被害者の声が聞こえてこない」と いう指摘があったが、「私が被害に遭いました」 と、大きな声で泣きたくても泣けず、じっと我 慢しなければならないのが、今の日本です』

この発言をきっかけに、警察庁は犯罪被害者 の実態調査を行った。被害者が相談する場がな いことから、全国に犯罪被害者支援センターの ような早期援助団体が設置されることになった。

その後、犯給法は平成13年に改正された。そ のきっかけは松本サリン・地下鉄サリン事件で あった。これらの事件では、PTSDなど精神 的なダメージにも目が向けられ、従来の経済的 支援に精神的支援を加え、総合的に犯罪被害者 対策をしていこうという考えのもと法律の整備 が進められ、 平成16年、「犯罪被害者等基本法」 ができた。

■二次的被害

警察では、犯人の検挙こそが被害者のために なると、犯罪捜査活動をするが、そうした思い が被害者やその家族には失礼な言葉や態度と受 け取られることもある。二次的被害というが、 友達など身近な人、検察、裁判所などの職員の 言動や近隣住民の善意のつもりの発言なども、 当事者の心を深く傷つけることがある。

ほかにも、犯罪でけがを負えばその治療費負 担、加害者が捕まれば出所後の報復の心配、P TSD発症など、直接的被害だけでなく様々な 二次的被害が起きる。

■警察で行っている犯罪被害者支援

警察では、犯罪被害者に情報提供を行ってい る。「刑事事件はこう進み、裁判はこう行われる | などわかりやすく表現した『犯罪の被害に遭わ れた方へ』という手引きを渡している。事件捜 査の手続きの流れは一般の方は全くわからない ので、情報提供は被害者等の大きなニーズの1 つである。

警察では、「何かありませんか」という聞き方 ではなく、「私達はこういったことができます。 何か行うことはないですか」「こちらで調べて、 適切な機関をご紹介したいと思います」といっ た情報提供の仕方をしている。

捜査に関する情報提供は、警察でしかできな いことなので、各被害者担当の連絡員を指定し、 個々のタイミングで情報提供をしている。

他に警察に望まれることとして、安全、安心 がある。交番・駐在所の警戒活動や相談しやす い環境作りにより、被害者の方に安心感を抱い ていただけるよう気をつけている。

■犯罪被害は誰にも起こりうることとして

長野県警の統計では、1年間に250人に1人の 方が犯罪被害に遭っている。これに、その家族 を加えると、相当大勢の方が犯罪被害者やその 関係者になってしまう。

犯罪被害に遭った人の多くは、警察や行政が 被害者支援について何をやっているか知らな い。今は自分の身に関係なくても、突然降りか かるのが犯罪被害である。このような機会に関 心をもっていただければと思う。難しいことを やってほしいのではなく、一人一人が犯罪被害 者等への理解を深め、社会全体で被害に遭った 方々を守っていこうとする意識を高めていくこ とが大事だと思う。

「今、自分は被害者じゃなく支援できる立場に いるから支援しましょう」と、自然な形で支援 できるようになっていけば一番いいと思う。被 害者の生活が元に戻ることはない。せめて、平 穏な生活にどれだけ近づけられるかということ で継続的な支援が必要になる。警察では、被害 発生当時に避難させたり、事件後や裁判後や通 夜、葬儀などにマスコミが押し寄せたりする場 に行って配慮をお願いするなどできる。しかし、 その後の生活を取り戻すまでの支援は、行政や 福祉、そして何より地域の方々の力がないとな かなか難しいのではないかと感じている。そう いった点で、犯罪被害者等の支援は、共助の精 神が求められていると言える。

演題「犯罪被害者の人権と支援の必要性

~長野県における犯罪被害者等支援条例の制定状況~」

講師 認定 NPO 法人長野犯罪被害者支援センター 専務理事兼センター長 鈴木 良忠さん

■長野犯罪被害者支援センター

長野犯罪被害者支援センターは 1999 年に設立 され、現在は電話相談、面接相談、直接的支援、 補助支援事業、自助グループ支援など5つの活 動を行っている。

2012年、センターは早期援助団体の指定を 公安委員会から受けた。それにより、犯罪被害 者の同意を得た上で、個人情報や事件の内容、 被害者の状況等を警察からいただけるようにな り、すぐに被害者の支援に入れるようになった。

現在、犯罪被害者を支援する主な機関という ことでは、地方自治体、警察、検察庁、法テラス、 医療機関があるが、センターはこれらと連携し ながら犯罪被害者を支援している。

■被害者にかかる大きな負担

被疑者・被告人の権利は、憲法に定められて いる。例えば、裁判で有罪にならなければ、真 犯人であっても刑罰を受けることはない。裁判 で無罪になったら、刑事補償請求権でそれまで の損失を国から補償してもらえるなどである。

一方、被害者は、仕事が続けられなくなり収 入が激減することもある。被害により治療費、 交通費、家の修繕費などが必要になることもあ るが、それらのほとんどを自己負担しなければ ならず、経済的に大きな影響を受けることが多 かった。また、警察へ行ってその当時のことを 話したり、実況見分での立会・裁判での証言を 求められたりするほか、加害者に賠償請求する 時は自分で行わなければならない。このように 被害者は経済的にも精神的にも大きな影響を受 け、日常生活が一変してしまうことが多い。

こうしたことが背景となり 20 年前に犯罪被害 者等基本法が制定された。

【犯罪被害者等基本法制定と ■広がる犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者等基本法により、初めて被害者の 権利が明確にされた。また、犯罪被害者等の支 援に当たっては国、県、市町村が一体となって 取り組む責務があり、そのために具体的な計画 づくりをすることを求めている。

今年1月に施行された長野市の条例でも、市 民等の責務として、「二次被害が生じることのな いよう十分配慮するとともに、市が実施する犯 罪被害者等に関する施策に協力するように」と あるが、二次被害の防止が強く求められている。

長野県内市町村の犯罪被害者等の支援条例の 制定状況は、令和4年4月には、6市町村しかな かったのが、令和6年4月には55市町村に増加

した。この増加の背 景には、昨年の中野 の事件、佐久の事件 などがあり、「犯罪 被害は、他人事じゃ ない、自分のことと して考えていかなけ ればしと各市町村が 考えるようになった 結果だと思う。



■二次被害防止のために気をつけたい言葉など

被害に遭った人でないとわからない悲しみや 苦しみがある。「私だってそんな経験あるよ」「た いしたことないじゃない」など、被害を軽々し く言ってはならない。

性被害に遭った人に対する、「本当に被害に 遭ったの?」「合意の上だったんじゃないの?」 などの被害を疑ったり興味本位で聞いたりする 言葉は被害者を一層傷つける。

「犯人にもきっと理由があったんだね」「それ は犯人だって怒るわ」など、加害者を擁護した り加害者を正当化したりするような言動。加害 者にどんな事情があろうとも、本当に困ってい るのは被害者であることを忘れてはならない。

「嫌なことは早く忘れちゃいなさいよ」「すっ かり元気になったね」など、無理して言葉をか けようとしない。寄り添って聞こうとする傾聴 が大切である。

被害者の心情等の聴取伝達制度が昨年 12 月か ら運用が開始された。被害者の気持ちを加害者 に伝え、加害者の反応を被害者に伝えるという ものである。被害者にとって、加害者に反省が ない態度は非常につらい。同じ加害者から2回 加害を受ける再被害になってしまう。この制度 では、刑務官が被害者から聞いてそれを加害者 に伝え、加害者の反応を被害者に伝えるという ことで実際利用されている方もいる。

■お互い様の精神で

困ったときはお互い様という精神が、支援活 動の原点。誰がいつどこで被害に遭うかわから ない。被害に遭って困っている人は、何も遠慮 することはない。声を上げて支援を要求してい い。悲しんだり苦しんだりしている人がいたら、 人・社会・地域として、その人をサポートして いくのは当然のこと。それが犯罪被害者支援の 基本である。

地域等での人権研修に DVD の活用を

地域等の人権教育研修会で DVD を視聴することがあると思います。 DVD は、30 分間ほどのものが 多く、その作品を見た後参加者同士で感想を出し合うことなどにより、互いの人権感覚を高め合うこ とが期待できます。

人権・男女共同参画課では、地域や企業での人権教育研修に活用していただくために、毎年数本ず つ人権啓発 DVD を購入しています。当課には、「同和問題 | 「高齢者 | 「障害者 | 「外国人 | 「性的少数 者 | 等の人権課題をテーマにしたものや複数の人権課題を扱ったものなど様々ですが、100本を超え る DVD があります。本年度も障害者の人権やアンコンシャスバイアスをテーマにしたものなど新た に6本を購入しました。それらの中から、「インターネット」と「同和問題」を扱った DVD について 紹介します。

インターネットは、利便性が高く、SNS や動画投稿サイトなどを通して自由に情報を発信したり意 見を表明したりすることができるのが特徴です。しかし、誰もが自由に情報発信できることから、発 信されたものの中には差別を助長するようなものも見られます。同和問題はインターネットによって 差別や誹謗中傷されたりすることが多い人権課題の一つで、事実と異なる内容が書かれていたり被差 別部落だとする動画を勝手に流されたりするなど、人々の憎悪をあおるようなものもあります。DVD 「大切なひと」は、インターネットと結びついた現代の部落差別の問題を取り上げた作品です。

DVD「大切なひと」の概要

日本史が好きな大哉は、各地を訪れてその歴 史を紹介するチャンネルを運営していました。 丁寧に作られた動画の再生回数はそれほど多く はありませんでしたが、大哉の友人の愛依はい つも新たな動画が出ることを楽しみにしていま した。

ある時大哉は、友人の光星の助言によって動 画を作りましたが、その再生回数が今までにな い勢いで増え続けました。その動画の内容は、 かつての被差別部落を訪れ、過激な編集を施し たものだったのです。

増え続ける再生回数に喜び、大哉と光星は次々 に同じような動画をアップしていきます。コメ ント欄には差別をあおる書き込みが連なるよう になりました。

愛依はそれまでとは全く異なった内容になっ てしまった動画を複雑な思いで見ていました。 そんな愛依が動画を見ていた時、映っていた家 に見覚えがあることに気づきました。それは、 愛依が小学生だったころ、仕事に追われていた 母親に代わり世話をしてくれた母の友人綾女の 家でした。愛依は学校が終わると毎日綾女の家 に行き、そこで勉 強したり遊んだり して過ごしていた のでした。そんな 愛依に綾女は本当 の家族のように接 し大事に育ててく れました。

そんな思い出が ある愛依は、動画 でかつて自分が楽 しく過ごした綾女 の家が、被差別部 落の家として、と ても怖い場所であ るかのように紹介



されていることに大きな衝撃を受けたのです。

愛依は、大哉と光星にそれらのことを話すと ともに差別や偏見をあおる動画は消してほしい と切実な思いを伝えました。愛依の話を聞いた 大哉は、すぐに動画を削除しました。しかし、 削除されたはずの動画はネット上で拡散されて いました。そして、大哉らに対する誹謗中傷が 始まったのです。

インターネット上の一部の情報の中には、受け手に誤った認識を植え付けたり差別意識を助長した りするものがあります。この DVD「大切なひと」では、インターネットや同和問題のほかに外国人の 人権問題も扱われており、研修会参加者が様々な角度から考えたり深め合ったりすることができるも のではないかと思います。

地域等での人権教育の研修に DVD の貸し出しをしています。借用をご希望の場合は、事前に当課 までご連絡(電話224-5032)をお願いします。それぞれの研修会でご活用ください。